令和5年第4回松野町議会定例会会議録 1日目

| 招 | 集 | 年 | 月 | 日 | 令和5年12月15日 | |
|---------|----------------------------------|----|----------------------|----|---|--|
| 招 | 集 | の | 場 | 所 | 松野町議場兼大会議室 | |
| 開 | | | | 会 | 令和5年12月15日 午前9時29分宣告 | |
| 応 | 招 | | 議 | 員 | 1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二 | |
| 不 | 応 | 招 | 議 | 員 | なし | |
| 出 | 席 | : | 議 | 員 | 応招議員のとおり | |
| 欠 | 席 | : | 議 | 員 | なし | |
| | | |)出席・氏 | | 町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦総務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖 代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨 | |
| KZE | 出席 | した |) に譲 上事務 ・氏 | 房局 | 議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子 | |
| 会議録署名議員 | | | | | 議長、次の両議員を指名 2番 森岡 健治 3番 山崎 匡 | |
| 会 | 会 期 の 決 定 令和5年12月15日~12月15日(1日間) | | | | | |

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開 議

| 日程 | 議案 | |
|-----|-----------|--|
| 番号 | 番号 | 議 案 名 |
| 1 | _ | 会議録署名議員の指名 2番 森岡 健治 議員・3番 山崎 匡 議員 |
| 2 | _ | 会期の決定 12月15日から12月15日までの1日間 |
| 3 | _ | 一般質問 (4番、3番、5番、6番) |
| 4 | 報告 10 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること) |
| 5 | 承認 7 | 専決処分の承認について(令和5年度松野町一般会計補正予算 (第4号)) |
| 6 | 議案 42 | 辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 7 | 議案 43 | 松野町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 8 | 議案 44 | 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 9 | 議案 45 | 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 1 0 | 議案 4 6 | 松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正について |
| 1 1 | 議案 47 | 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について |
| 1 2 | 議案 48 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について |
| 1 3 | 議案 4 9 | 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴 う財産処分について |
| 1 4 | 議案 50 | 令和5年度松野町一般会計補正予算(第5号) |

| 1 5 | 議案 5 1 | 令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
|-----|-----------|---|
| | 議案 | │ │ 令和 5 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第 1 │ |
| 1 6 | 5 2 | 号) |
| 1.5 | 議案 | |
| 1 7 | 5 3 | 令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 1.0 | 議案 | 人和 5 左连 2 座 2 座 2 上 送 1 上 2 座 2 座 3 座 3 回 2 |
| 1 8 | 5 4 | 令和5年度松野町簡易水道事業会計補正予算(第1号) |
| 1 9 | _ | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 |
| 2 0 | | 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件 |

5 閉 議

6 閉 会

議長

ただいまから、令和5年第4回松野町議会定例会を開会します。

(9:29)

議 長

坂本町長「

議長

坂 本 町 長

町長から、議会招集挨拶を受けます。

「議長」

「坂本町長」

それでは、定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。

本日令和5年第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位 には何かとお忙しいところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

師走に入りまして、寒さとともに慌ただしさも日々募って参りました。思い返すと昨年の今頃は、新型コロナが猛威を振るっていたさなかでありまして、まだまだ世の中が重苦しい雰囲気に追われていました。ようやく本年5月の5類移行などもあり、長いトンネルの向こうに光が見え始めたのかなと期待しているところです。これからは、感染拡大前の日常をひとつひとつ取り戻し、地域の絆を復活させ、快適で活気にあふれた森の国の再生に、町民の皆さんとともに取り組んでいかなければならないと考えております。

一方で、コロナをきっかけに新しい動きも出てきました。自然との 共生を求めて、都会から地方へ移住する人が増え、経済的な豊かさよ りも精神的な満足度を優先するライフスタイルが顕在化するなど、一 極集中から多極分散型の社会に移行する兆しが見られるようになり ました。

このように、コロナは、私たちの生き方を変える大きな転機となりました。このため本町でも、これらの多様な価値観や行政ニーズに対応し、迅速かつ柔軟に対応する施策を展開し、新しい時代の波に乗り遅れることがないように、しっかりとまちづくりを進めていきたいと考えております。

住民座談会も本年8月から再開させていただき、現在8つの部落で 開催いたしました。座談会では、身近な生活の困り事から、町政全般

に関する意見、提言、あるいは国や県に要望を上げていくものまで 様々な声をお聞かせいただきました。これらは一朝一夕に解決するも のばかりではありませんが、町ですぐできることは迅速に、長期的に 取り組むものは、関係機関と連携しながら対応を検討して参りたいと 考えております。

ここであらかじめ、御了承をお願いしたいことがあります。私、最 近寒暖差の影響か、せきが出ることが多く、説明の途中でお聞き苦し いことがあるかもしれません。体調的には何の問題もありませんが、 御心配をおかけしますことおわびを申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分の報告2 件、計画の変更や条例改正、規約変更等が8件、そして一般会計補正 予算、3件の特別会計及び事業会計補正予算であります。

議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げます が、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し 上げまして、議会招集の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今期定例会に関する諸報告をします。

まず、今期定例会に提出される案件を報告します。

今回提出される案件は、17件であって、この議案番号、件名の詳 細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いし ます。

続いて本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりで す。御承知をお願いします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出 席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知 をお願いします。

次に、監査報告でありますが、監査委員から、令和5年8月、9月、 10月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を

議 長 受けております。

続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。

議長しこれから、本日の会議を開きます。

(9:35)

議 長 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2 番森岡健治議員、3番山崎匡議員を指名します。

議 長 日程第2 「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

議 長 日程第3 これより一般質問を行います。

通告1番、山田寛二議員の一般質問を一括方式により行います。

山田議員の質問を許します。

4 番 山 田 「議長4番」

議 長 「山田議員」

4 番 山 田 おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので通告どおり質問をさせていた だきます。

予土線存続について質問させていただきます。

JR四国では、慢性的な赤字路線である予土線の廃止について検討していると聞いております。100円の収入を得るのに1千700円のコストが必要と言われています。採算の上で廃止の議論が出始めていますが、今年の12月12日で、宇和島鉄道全線開通から100周年を迎え、来年の令和6年3月1日に予土線全線開通50周年を迎えようとしています。

この歴史ある予士線が廃止の危機にあります。

赤字路線だから廃止という単純な問題ではないと思います。

次の3点から私も存続が必要と考えています。

1つ、開通から50年100年の歴史や文化的な価値がある。

2つ、先人たちが必死につないできた遺産である。

3つ、まだまだ必要としている人たちがいます。特に高校生には必要な交通手段となっています。

先日、坂本町長は予土両方の予土線利用促進対策協議会の会長に就任されました。予土線存続についてどのような方策を考えているのか、お聞かせをいただいたらと思います。

よろしくお願いします。

坂 本 町 長

議長

坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」

それでは、山田議員の御質問について答弁いたします。

先般11月9日、JR四国が路線別の収支を発表いたしました。それによると、予土線の1キロ当たりの1日平均乗客数は、令和4年度においては220人で、34年前の平成元年と比較すると約38%減となっております。また、100円の収入を得るための経費を示す営業係数は、令和4年度において予土線にかかる直接経費のみで算出すると615円、共通費を含む数値で算出すると1千718円となっております。

令和5年4月21日に成立した改正地域公共交通活性化再生法を受けて、今年10月、地方鉄道の在り方を事業者と自治体で議論する再構築協議会の制度運用が始まりました。国土交通省が協議会設置の目安としているのは、輸送密度が千人未満の区間で、予土線は220人、これに該当をいたします。JR四国は、定例会見において、すぐに再構築協議会を設置するというわけではないが、議論の入り口には立ちたいという意向を示しております。

歴史を振り返ってみますと、人口が少ない四国西南部において、予

土線の運営は開設当初から大変厳しいものがありまして、全線開通した僅か6年後には廃線の危機が訪れ、これを何とか免れたという当時の新聞記事も残っております。加えて昨今、自家用車の一層の普及や道路網の整備等もあり、今が一番路線の存続の危機を迎えていることは確かであります。

しかし予士線は、四国西南部の大変重要な交通インフラで、特に高校生にとっては替えのきかない通学手段であります。また、車窓からの広見川や四万十川、そしてそこに広がる森林や田園の風景は全国どこの路線にも負けないほどの観光資源である、そう思っております。更に近年では、予士線沿線にカヌーやキャニオニング、ラフティングなどのアウトドアスポーツのスポットが数多く誕生しているほか、予士線と並行してのサイクリング、これは列車に自転車を持ち込める全国でも珍しいサイクルトレインでありますので、路線とアウトドアスポーツ、そして、ウィズコロナで急増が見込まれるインバウンドなどの観光利用と組み合わせることができれば、利用者を大幅に促進させることが私は十分可能だというふうに思っております。

予土線は、四国の鉄道ネットワークという大きなループの一部分です。これが途中で切れてしまうと、四国のJR路線全体の価値が下がってしまうことにもなります。更に、バスやトラックなどの運転手不足が問題となっている中、また、国際的に脱炭素社会の実現が求められている中、大量輸送をバスやトラックだけの道路だけに頼っていいのか、というところも疑問が生じるところです。

全国各地にあるローカル線は、人や物の移動だけではなくて、地域の文化や生活も支えてきた歴史があります。これは山田議員御指摘のとおりでございます。これを経営効率の面だけで簡単に廃止していいのでしょうか。私は、路線にはまだまだ存在価値があり、利用促進の可能性があるというふうに信じておりますので、JR四国の実質的な株主であります国は、沿線自治体及び事業者への指導支援責任をしっかりと果たしていただきたいというふうに思っております。

そのような状況の中、予土線沿線の宇和島市、鬼北町、四万十市、四万十町、そして松野町、愛媛、高知の両県が協議をいたしまして、本年10月27日に、両県別々にあった協議会が統合をいたしまして、予土線利用促進対策協議会が結成され、私が初代会長を務めさせていただくことになりました。あくまでもこの協議会は、国のいう再構築協議会とは別のものであり、この協議会で予土線の存廃を検討するのではなくて、沿線の地元としてどうすれば予土線を存続させることができるのか、どうすればますます利用促進を図ることができるのかという知恵を出し合い行動をしていくこととしております。

現在のところの主な取り組みといたしましては、予土線全線開通5 0周年記念キャンペーンとして、JR四国と連携して、予土線区間の 乗降自由フリー切符の企画販売や国内での人気の企画列車の予土線 での運行、松山市で開催されるトミカ博2023での予土線周知キャ ンペーンの実施、テレビやラジオを通じたPR、予土線全線開通50 周年記念式典の開催などを通じて、予土線の魅力を発信し、利用促進 につなげていこうと考えております。また沿線の保育園、幼稚園、小 学校、中学校との遠足に予土線を利用していただきますように、予土 線利用時の鉄道運賃補助制度を準備し、営業活動を展開しているほ か、予十線ファンを獲得し利用促進を図る予十線サポーター事業、更 に関係団体と連携したトロッコ列車ガイド事業、駅舎をポップアート で彩るポップアート事業、予土線をテーマにした絵画や川柳のコンテ スト事業など、数多くの事業を実施、展開していくこととしておりま す。またこれらの取り組みをホームページやSNSを通じて発信して いくことにより、利用促進を図ろうと考えているところでございま す。

また町独自の取り組みとしては、JR松丸駅の待合室に動画配信などで人気の街角ピアノを設置したほか、商工会や団体が主体となって、軽トラ市や駅前マルシェを開催し、駅前のにぎわい創出と予土線の利用促進に取り組んでいただいております。そのほか、中高生に対

する通学定期券の購入費用に対する補助事業を実施しているほか、将 来構想として、観光まちづくり組織であるDMOによる、予土線沿線 の魅力ある旅行商品の販売等にも取り組んでいくことを検討してお ります。

また民間の皆様におかれましても、予土線の利用促進と魅力発信に 取り組む予土線圏域の明日を考える会が予土線を愛する多くの方に より結成をされまして、活発に活動されていることは大変心強く感じ ていますし、更には予土線の一番の利用者であります沿線の高校生た ちも利用促進や沿線の活性化について考え、各校連携しながら活動を 始めてくれました。これらの活動は、予土線の存続の大きな追い風と なると考えております。

予土線の前身である宇和島鉄道は、大正12年に全線開通し、今年で100周年を迎えました。これに加えて、来る令和6年3月1日には、宇和島から窪川まで、予土線が全線開通して50年の節目を迎えます。幾多の困難を克服して線路を開設した先人たちの努力、往来した利用者のかけがえのない思い出、安全運行に努めてきた事業者の尽力に思いをはせながら、予土線の存在価値とポテンシャルをいま一度見直しまして、利用促進の取り組みを継続経過して参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解御協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

 4 番 山 田

 議 長

 4 番 山 田

「議長4番」

「山田議員」

ただいま町長より、存続についてのいろんな考え方とか、施策、取り組みについてお答えをいただきまして、私も、「あ、なるほどなという、そういうことをしていただければ、周知できるかな」という思いは、今、持ったとこなんですけども、やはり予土線を存続するについては、賛同者、そういう思いの人を増やすいうのが必要ではないかなと思います。

先ほどもありましたように、予土線の明日を考える会とか、いろん

な組織団体がありますけども、そういった団体と協力体制を作って、 より町民にアピールするような活動を、目に見えるような活動をして いただければというふうに考えております。

またそういったところについて、団体との協力体制についても、こういうことをやろうとしてる、とか、いうことがありましたら、今、 大体お話しはしていただいたかもしれませんが、また追加で、もしありましたらお願いしたいと思います。

それと先ほどもありましたように、予土線をやはり存続するいうことだけ捉えてもなかなか厳しいとこがありますので、みんなが利用するという方向に、少しでもということで、保育園のフリー何とかとか、いろいろありましたけど、そういった機会をたくさん設けて、予土線にやっぱ利用できるような、みんなが利用して、ちょっとでも活用しようかということへの取り組みが必要ではないかなというふうに思いますんで、我々も含めて、そういった意味でどういったことが必要なのか、どういったことをやっていけばいいのか、ということを考えていきたいなと思ってます。

またそういった点で何かありましたら、回答をお願いしたいと思います。

以上です。

坂 本 町 長

議長

坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」

はい。

宇和島鉄道開設 1 0 0 周年記念の式典をしていただいた町内の四国歴史文化研究会の皆さん、本当に意義あるイベントを開催しておりまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思いますけれども、そういった民間の団体とですね、本当に、行政だけでは、この予土線存続というのはやっていけませんので、民間の団体あるいは学生さん、そういった幅広い皆さんの御協力を、力を結集していきたいというふうに思っております。これからもそういったところといろん

な意見交換して盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、また議員各位におかれましても、そういった団体呼びかけのほうをお願いをしたいと思います。

またやっぱり一番大事なのは皆が利用することだと思います。どう しても私たちは時間の都合でありますとか効率を求めて、自家用車あ るいは役場の仕事の際にも、公用車を使うことが多いんですが、でき れば、皆がですね、この予土線、職員も率先して使っていきたいとい うふうに思っておりまして、私、高松とか岡山に国の出先機関がある んですけれども、そちらへ出張する際は、もう極力IRを使って行く ようにしておりますし、今、JR四国がスマえきっていうアプリをリ リースをしておりまして、スマートフォンから簡単にJR四国の切符 が、もうどこでも取れるようになっておりますので、それを利用しな がらなるべく利用したい。これをですね、是非、役場の職員にも普及 をしたいと思いますし、ほかの皆様にもお勧めをしたいと思っており ます。幾らその、JR存続っていうことを我々がいろんなとこで叫ん でも実際、乗っているのかっていう指摘をされますと、なかなか反論 ができないと思いますので、どうぞ議員各位におかれましても、余裕 がある時、あるいはあまり急がない時等は、JR四国乗っていただき ますようにお願いをしたいと思います。

ともにJR四国存続に向けて、頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

4 番 山 田 議 長

4 番 山 田

「議長4番」

「山田議員」

まだ時間がありますのでちょっとだけ。

先ほど町長のほうから言っていただいた宇和島鉄道全線開通100周年記念というのを、先月の12日に行いまして、百4、50人参加していただいたんですけども、大会は大会である程度成功したかなとは思とるんですけど、いろんな方がやっぱ関心持っていただくということが大切かなというのと、その事業の一環として四国鉄道文化館

というところにちょっと研修に行きまして、その時に参加者全員でJRを使って行こうということで、松丸駅から西条駅まで乗らせてもらったんですけど、その中に1つ気がついたのは、高校生ですね、先ほどもありましたけど、高校生がちょうど時間的に行きしなと帰りしなと、会いましてその高校生が通勤の時間を利用して教科書なりノートなり開いて勉強をされておりました。ある中学校の先生が、松野町の生徒は、通学の時に、そういった勉強をすることによって、かなり優秀な人が育っていると。それだけで優秀になったかどうかいうのはありますけれども、その1つのいうか、成果やないかなというふうに私も感じましたし、それだけでそれが必要とか言うつもりはないんですけど、そういうふうな利用もされてますし、かなり高校生の方が、行き帰りに、ちょうど人数的にもその時は、だからいっぱいのような状態でしたので、これが通常というか、日中もそういう利用者があったらいいのになあという思いは持ちました。

そういったことで先ほど町長も言われましたように、やはり我々が、少しでも何かある時に利用するという心がけが必要かなと思いますので、そういった面でも、我々も議員も含めてですけど、なるべく活用できるようにやっていきたいなというふうに思います。

この回答はいりませんので、これで私の質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

以上で、山田議員の質問を終わります。

続いて、通告2番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間は、答弁を含め40分です。

山崎議員の質問を許します。

3 番 山 崎

長

「議長3番」

議長

議

「山崎議員」

3 番 山 崎

議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり5問の質問を行

いたいと思います。なお時間が限られてますので、簡潔明瞭な答弁を 是非お願いしたいと思います。

まず1問目からお伺いしたいと思います。

危険空き家対策ということで、倒壊の恐れがあるような、危険家屋 というものが町内にもあるように思います。空き家対策の活用という のは、いろいろと必要だとは思うんですけど、今回は、危険家屋につ いてのみお伺いしたいと思います。

まず資料のほうを見ていただきたいと思ってるんですが、国土交通 省の住宅局が出した令和4年10月の資料なんですけれども、この中 に空き家の現状、空き家数の推移という表があるんですけども、見て いただいたらと思います。

2018年ということで5年前までの資料ということにはなって おるんですけれども、空き家の推移が過去20年間で約1.5倍とい う数字になっております。もう1つ注目していただきたいのは、2次 的利用、賃貸とかまた売却の住宅を除いた長期にわたって不在の住 宅、危険家屋というのがこの部類に入るように思っておりますが、こ の危険家屋が含まれるその他空き家というカテゴリーの住宅なんで すけど、これは空き家は1.5倍なのに、危険家屋を伴うこのその他 空き家というのは1.9倍になっております。これ5年前の資料なん で恐らく今は2倍以上になっているんではないかなというふうに私 は思ってはいるんですけれども、そしてまたもう1つ、次の都道府県 別の資料を見ていただいたらと思います。この中で全国平均が5. 6%なんですね、空き家。この全国平均で見てももう20軒に1軒が その他空き家という状態になっているわけです。愛媛県のとこ見てい ただいたら分かるんですけども、10.2%となっております。全国 平均の約倍近くということなんですけど、四国のうちでもう高知県、 愛媛県、徳島県はもう10%超えてるんですね。全国でこの時点で1 0%を超えているところは、6県しかございません。そのうちの愛媛 県は1つということで、かなり空き家っていうのが多いというのが分 かると思います。

もう1つ次の地図の部分ですかね、見ていただいたら分かるんです けど、平成20年には10%を超えてる都道府県は1県もないんです ね。ここ平成30年になるとぐっと増えてくるっていう状況でして、 恐らくこのまま、かなり増えていく状況があるんではないかなという ふうに思っております。

空き家家屋のうちで、その他空き家で349万戸あるということで、そのうちの一戸建て、1軒だけ建っている家が70%以上あるというデータも出てるんですけど、木造がそのうち240万戸、最も多く、腐朽、破損のある、俗にいうその倒壊の危険がある家屋が101万戸あるというデータも出ております。そのうちの約4分の3という住宅が昭和55年以前に建てられたもの、新耐震基準以前ということになると思います。ということは、東南海の発生とかが危惧されている中で、恐らく耐震基準を満たしてないということですと、ましてや腐朽とか、傷みが出ているということは、崩れてくるという可能性が非常に高いのではないかなというふうに私は思っております。

町内においても当然先ほど言ったように腐朽とか、破損等の住宅が ある程度見られるように私は思っております。

町として、この状態という、空き家の場所とか、危険の度合いとかいうのは把握しているのかどうかということを、まずお聞きしたいと思います。

そしてですね、地権者等、また家主等にそういう告知ができているのかどうかというのも含めて、あとまた通学路、よく通学路でコーンを置いて迂回させるようなことを過去に見たことがあるんですけど、そういう状態というとこもあるので、通学路にある場合の対策はどうしているのか、そういうことを含めてお聞きしたいと思います。

5分の4、80万の上限で補助が出ているのは知ってはおるんですけれども、またそれは後ほどでいいので、また再質問させてもらいますので、今お聞きしたいのは先ほど言った、把握しているかどうかと

いうことと、告知できているかどうか、通学路、この3つについてお答えをしていただいたらと思います。

 坂
 本
 町
 長

 議
 長

 坂
 本
 町
 長

「議長」

「坂本町長」

はい。

それでは空き家、危険空き家について御答弁いたします。

御指摘のとおり、全国、特に中山間地域におきましては、人口や世帯数の減少に伴いまして、使用されていない住宅構築物、いわゆるその他空き家ですね、これが増えている状況でございます。

現在本町においても、適切な管理が行われていないまま放置されている住宅、これが増加しておりまして、防災、衛生、景観面と多岐にわたる問題によりまして、地域住民への生活環境に悪影響を及ぼしていることは御承知のとおりだと思います。

空き家の対策につきましては、平成27年5月に空家等対策の推進 に関する特別措置法が完全施行されまして、市町村が空き家等に関す る施策を総合的かつ計画的に推進することになったことから、本町に おきましても、空き家の実態調査を実施するとともに、空き家対策協 議会の設置や空き家等対策計画を策定し、学識経験者、関係課との連 携を図りながら、対策に取り組んでいるところでございます。

ちょっと、先にここでですね、本町の空き家の状況について御説明 いたします。

平成29年の実態調査において、町内の空き家件数は166件、そのうち適正な管理がなされていない空き家は20戸程度と確認しておりますが、調査から5年が経過しておりまして、ちょっと実情とは乖離していると思っております。このことから、本年度、空き家の件数や外観目視による老朽度危険度判定等の再調査を行っているところであります。

また、管理が不足していると思われる空き家につきましては、また、 御質問のありました通学路等に面している空き家につきましては、職 員によりまして、定期的なパトロールを行っているほか、水道検針時の確認、あるいは住民からの情報提供によりまして、必要に応じて所有者に助言、連絡等を行っております。

先ほどもありましたように、今のところ、その、該当になる空き家 につきましては、所有者に対して連絡、助言というところに止まって いるところでございます。

これらの空き家に対する補助制度につきましては、御指摘のありました空き家再生等推進事業、本年度は11月までに20件の除却を行っております。

この点につきましては十分、議員、内容御承知のとおりということ で、内容は割愛をさせていただきます。

通学路につきましても先ほど申し上げましたように、今のところ、 定期的なパトロールをするということと、そして所有者に対して連絡 をしていく、ということになっております。

まずは、これで御回答させていただきます。

3 番 山 崎

議長

3 番 山 崎

「議長3番」

「山崎議員」

はい。答弁のほうありがとうございました。

私もホームページのほう、松野町のホームページのほうを見てその 補助の80万円の補助の対象の中に5つ要件があったんですけれど も、まず町内にあること、現在使用されておらず、かつ、今後も居住 の用に見込みがないもの、で、構造の腐朽または破損が著しく危険性 が大きいもの、建物が2個以上建ち並んでいる道路の沿道にあるこ と、で倒壊すれば前面の道路を防ぎ、避難等に支障を来す恐れがある、 というこの5つが出ております。

ホームページで。松野町のホームページです。

なかなかこの線引きも難しいのかな、というふうにも思っておるんですけど、私も町内の方から、自分のところがその条件に合うのかどうなのかっていうのが分からないっていうのもちょっとお聞きしま

した。

当然ながら、担当の職員に見てもらうしか方法がないんだろうと思うんですけど、もし、この条件に当てはまらない場合に、町のほうとすればもう対策のしようがないから1円も出せないっていうふうなことだろうと今の時点では思うんですけど、その辺含めて、町独自で金額どうのこうの、大小というのは別にして、ある程度補助的なことができないかどうかっていうのをちょっと言われたんで、その辺も含めて答弁、簡潔でいいのでお答えしていただいたらと思います。

坂 本 町 長 議 _長 長 「議長」

「坂本町長」

はい。

いろいろ条件がございます。

公金投入する以上、どっかで線引きをしなければならないということで、ただその実態につきましては、やっぱり役場の担当職員が出向いて、一つ一つ見せていただいて判断をすることになろうかと思いますが、この公金を投入をして補助を出すという、大前提がほかの例えば歩行者でありますとか、近隣の住宅に悪影響を及ぼすというところの対策でございますので、例えばその、私道の先に御自分の空き家住宅がぽつんと立っていて、それを除去したいというところになかなか今の状態で公金を投入することは、町民の皆様の御理解が得づらいのかなというふうに思っております。

じゃそこは、もう朽ち果てのまま置いといていいのかっていうことになりますけれども、現状としましては、先ほど申し上げましたように歩行者でありますとか、そういった近隣に悪影響を及ぼすところから先にやりたいという考えを持っておりますので、御意見を参考にしながら今後の制度設計、考えていきたいというふうに思っております。

3 番 山 崎

「議長3番」

議 長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。分かりました。

財源もあるし、線引き、誰でも彼でもというわけにいかないでしょ うからその辺は当然のことだろうと思います。

はい分かりました。先ほど言ったように優先順位が終わった後、何らかの、金銭的な部分じゃないにしても、支援ができればとお願いしたいと思います。

続いて次の質問に移りたいと思います。

田植え時期の広見川の濁りについてなんですけれども、皆さんもある程度田植え時期の広見川の濁りっていうのは感じているんではないかなというふうに思っておるんですけども、4月から5月頃、私が見る限りでは、かなりひどい時期もあるのかなというふうに思っております。

ゴールデンウイークぐらいの時に、虹の森公園に遊びに来て釣りを している観光客の方とかおられるんですけど、真っ白な状態の中で釣 りをされている、ちょっとかわいそうだなというふうに、ちょっと思 うところもあります。そういうこともあるんですけれども、ちょっと 資料を用意しておりますので、見ていただいたらと思います。

まず、一番上の部分なんですけどこれが三間川と安岡蒲鉾ですかね、あの裏のところの濁りでございます。その下が、どこかな三間川と、国遠のほうにいくとこですかね、ちょうど合流地点だろうと思うんですけれども、かなり色のコントラストが見えるんじゃないかなというふうに思ってます。そしてもう1枚、三間川と奈良川の合流地点ですね、三間川と広見川の合流地点、もう1つはっきり分かる四万十川へ流れ込んでいるところの資料なんですけれども、ちょっとこれは去年、一昨年ぐらい、ちょっと1年かぐらい古い写真かも分からないんですけど、ちょっとコントラストがはっきり分かるんで、これを出させていただきました。

このような状態で広見川の田植え時期の濁りというのがもう一目 瞭然に分かってとれるような状態になっております。 平成17年に四万十川流域の河川をきれいにする条例を制定し、生産者組織、JA、県、関係市町で広見川等農業排水対策協議会というのが設立されております。もうかなり歴史がある年数もたってるなというふうに思っておるんですけども、その協議会のできた経緯、また現状、そしてどういう活動をされているのかお伺いしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それではまずですね、今議員が提示された資料につきまして、若干 担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

小西農林振興課長

「議長」

議 長

「小西課長」

小西農林振興課長

はい。

御提示いただいてます写真とか資料なんですが、これ協議会で今年パトロールをした部分の一部でございまして、数字の羅列だけではちょっと分かりづらい部分がありますので、それを図示したものを御提示させてもらって、もう少し数字的にお分かりをいただければなと思っております。

今御提示いただいておるのが、三間、鬼北、松野管内の地図でございまして、その中の河川を色分けして塗っております。

青の濃いのが三間川、オレンジが奈良川で、グレーがありますがこれが鰯川になります。それで黄色を長いのが広見川でございまして、 先ほどその合流点の写真を見ていただいたということになります。

で、それが数字の羅列では分かりませんので、もう少し図示したものがその一番下の表になります。そして、上の地図と河川の色、同じにしておりますので、青い濃い青と黄色が交わるところの数字見ていただいたらと思いますが、これ透視度計といいまして、長いガラス管の中に水を入れて、どれぐらいのところで底が見えるかというのを測

ったものであります。100センチ、1メーターのもの入れますので、 100に近いほうが透明度が高いというふうに判断いただければと 思います。

三間川と広見川の交じり、先ほどの写真ありますように、もう三間 川は38センチしか見えておりませんので、濁度が高いなというのが 分かると思います。反面、広見川は99、ほぼほぼ100センチ見え ているということになります。それが混ざって、黒い点々線が町境に なりますが、やはり濁度がそのまま広見川を流れている。で、鰯川も 一番下の数字見ていただいたら100となっております。鰯川は広見 川に入るまでは100の透明度があるのに、その合流地点で59にな る。また点々の黒いところが町境ですので葛川あたりになります。そ こでも56。で、1番下の右端の60が、これは江川崎の鉄橋の下に なりますが、もうその辺まで濁りが取れずに流れていってるなという のがこの数字で分かると思います。で、赤い川が四万十川で当然10 0 見えていると。それが先ほど写真のように交わると、白と透明との コントラストになって、特に濁りがきついのと、あの後、四万十川は 真っすぐ大きく流れていきますので、あまりこう交ることなく、その 筋がずっと下流域まで見えてしまいますので、ちょうどそういうもの が見えてくるということになっております。

資料の説明としては以上でございます。

3 番 山 崎

議 長

3 番 山 崎

「議長3番」

「山崎議員」

はい。ありがとうございます。

なかなか写真とかで見ちゃうと、三間が汚れてるとか、広見の三間 川流域が汚れてるとかっていう話になって、どこがいい悪いとかって いうわけではなくて、やはり一緒に取り組まなくちゃいけないんだろ うなというのを、それを強く思っております。

「おまえんとこがいけんぞ、こっちはきれいなんど」という話ではなくて、一緒にやっぱり取り組むということがすごい必要だろうとい

うふうに思っております。

私も、いろいろ調べてみますと、やっぱり真剣に取り組まれてる農家さんもおられるみたいで、そういう意味では私が思うのは、技術的、水を流さない溜めて浅水で掻くということとか、ちょっと時間を置いて沈殿してから田植えするとか、水を落とすとかっていう、こう技術的なものと意識づけで、ある程度カバーできるんではないかなというふうに思ってまして、そういうことを提案していくなり、講習という形か、地区地区で回るとかで、ある程度、完全にというのは難しいんだろうと思うんですけど、そういうことができるんではないかなということもありまして、是非この協議会には、今後の取り組みを期待したいと思っております。

はっきり言うと、私はちょっと実績が出てないんじゃないかなというふうにちょっと思ってまして、それを含めて今後の活動に期待したいなというふうに思っております。

やはり、宇和島の三間地区そして鬼北はもちろん全町域、そして松野町も含めて、四万十支流とはいえども四万十の源流域という意識がやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思ってます。四万十支流の源流域ということは間違いないわけですから、流域の市町村そして農家の方を含めて、皆で取り組んでいく必要があると思っております。そこで、四万十川流域に四万十川につなぐ最後の、やはりうちは自治体だと思ってますんで、そこを意識していただいて、我が松野町には上流域の町村とあわせて、率先してそういうことを取り組んでいってほしいと思ってますんで、その辺のことを町長にお聞きしたいと思います。

坂 本 町 長 議 - 長

「議長」

「坂本町長」

坂本町長しはい。

まず1点目、その協議会の役割といいますか使命なんですけれど も、これまでも設立以来ですね、浅水代掻きでありますとか、止水板 の活用、これを推奨啓発をして参りましたし、先ほど言いましたようなパトロールを実施して簡単な土質調査等も実施をしております。

最近取り組んでおりますのが、石膏資材ですね、どうしてもその、 濁りが長く続くという地域につきましては、その濁りを吸着し、沈殿 をさせるという石膏資材、これを、今、三間、鬼北の大型農家がモデ ルとして取り組んでいただいております。これで例えば食味が上がる とかそういうことではないんですが、環境に配慮をした米作りをして いるということで、若干価格にも反映をさせながら、消費者の御理解 をいただいて、これを普及させていきたいというふうに思っておりま す。

こういったこの協議会、農業に関する行政も入っておりますし、県 も、農協も、そういったものも全て入っておりますので、生産者の支 援をしながら、これからも協議会の役割として、この濁水対策に取り 組んでいきたいと思っております。

それと松野町は、もう御承知のとおり高知県との境に接しておりまして、つながりも特に西土佐地区とか深いわけで、西土佐地区の方が困っているっていう声がですね、直接松野町に届いて参ります。それをですね、協議会に着実に上げて、そして協議会の活動を後押しすることが、松野町の役割ではないかなと思っております。

議員も言われましたように、実際はですね、三間川が一番汚れがひどいわけでございますけれども、だからといって、じゃ「三間川が悪いじゃないか、三間で何とかせよ」っていうのは、私は違うと思います。そういうことをすればですね、やっぱり三間の方が標的になる、スケープゴートになるということで、流域全体の何といいますか環境配慮というのが逆効果になるというふうにも思っておりますので、以前からですね、三間地区を含め、鬼北町松野町は鬼北郷として、農業振興を一緒にやってきた経緯があります。

その思いを、今、もう一度思い出してですね、みんなでこの広見川の、四万十川の源流である広見川の水質を改善していこうということ

を考えておりますので、このことにつきましても、御理解、御支援を お願いしたいと思います。

以上です。

3 番 山 崎

「議長3番」

議長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。ありがとうございました。

松野町、町長、そして協議会ともに、先ほど言いましたが今後の成果が出るような活動に期待したいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

アマゴの放流についてということなんですけど、もともと鬼ヶ城水 系には生息しておりますアマゴという、地方名ではアメノウオとかア メゴとかいう魚なんですけども、私が最近感じてるんですけど生息数 がすごく減ってるように思います。

私も釣りをしたりするもんですから、上流部へ行ったりということがあるんですけれども、特に、上流部、滑床の源流域ですね、というところがすごく魚が激減しているように思っております。

最近の温暖化とかによる異常気象、集中豪雨ですよね、とか、そういうことによって、崖崩れによって、川への流入、そして、もう本当に淵が全部埋まっているようなとこもあります。花崗岩の上なんでどうしても地盤が滑りやすいっていうのはあるんですけれども、そういうのもありまして、すごくちょっと魚が減っているなというのが感じております。

鬼ヶ城水系には、薬師谷、成川、そして滑床渓谷、そして黒尊渓谷と4つの渓谷があります。ともに生息はしておる状態でした。やはり数が減っているということのところで、松野町では、滑床、目黒川の水を利用して、町営での養魚場というのが運営されております。当然ながら目黒川の水で育てたアマゴっていうのは、目黒川に放流してもストレスも少なく、なじみやすいという環境はあります。そういう意味で、ちょっとアマゴの放流というのを、本格的に定期的に放流する

っていうのを検討していただきたいと思っております。アマゴは環境の指標とか、水質の指標にもよく使われるぐらいきれいな水の所にしか住めない魚でございます。滑床渓谷っていうのは、やはりアマゴが住んで、きれいな水でアマゴが住んでるっていうことに、すごく私自身は意義があるんじゃないかなというふうに思ってまして、アマゴも住んでないような滑床渓谷っていうのは、すごい魅力も半減するんではないかなというふうに思っております。

目黒川を守る協議会というのが地元の方で設立されております。いろいろ目黒川を守るために活動されております。そこをしっかり支援していただいて、ともに滑床渓谷のアマゴというものを守っていくような活動をしていただきたいなと思っておりますんで、その辺のことをお聞きしたいと思います。

坂 本 町 長 議 - 長

ITX IX

坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」

はい。それでは目黒川水系のアマゴの放流について答弁をいたしま す。

町内の内水面の資源確保につきましては、広見川漁業協同組合と、 それから今ほどありました目黒川を守る協議会、この2つの組織を通 じて、ウナギ、アユの放流支援を今行っております。令和4年度から は放流する量を倍増させまして、特に県境域ですね、高知県境のほう の放流も実施をしているところであります。

魚種については今言いましたように、今のところ水産資源として価値の高いウナギとアユを選定をしておりますけれども、アマゴについても、もともと目黒川に生息している在来種で、更に渓流釣りの対象としても人気が高いので、これも貴重な資源であるというふうに理解をしております。

このアマゴの放流につきましては、既に目黒川を守る協議会で、不 定期ながら実施をされておりまして、人工の関などで魚が遡上できな い上流部にも、魚を入れていただいていると聞いております。また広 見川流域でも、例年、鰯川や奥野川の上流でも放流されているため、 あわせてその活動をですね、町としましても支援する方向で検討をし たいと考えております。

広見川、目黒川のバランスも勘案しながら、また養魚場との調整、 更には目黒川を守る協議会との要望も伺いながら、支援を行って参り ますので、御理解、御協力をお願いいたします。

3 番 山 崎

議 長

3 番 山 崎

「議長3番」

「山崎議員」

はい。前向きな返答をいただきましてありがとうございます。

是非来年度の事業計画に入れていただいて、しっかり支援していた だきたいと思います。

続いての質問に移りたいと思います。

桃農家の支援策についてということで、9月の議会で御返答いただきました桃農家のアンケートを受けての支援策について、当然ながら後の議会で事業計画、予算等について説明はいただけると思っておるんですけれども、来年度の事業を策定する上で、今議会ではないと間に合わない部分もあるのかなと思いまして、今回聞かせていただきたいと思います

なかなか事業計画、細かい予算等については今の時点では言えない かも分からない部分もあるのかなと思っておるんですけど、許される 範囲で構いませんので、お聞かせいただいたらと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。それでは桃農家の支援について答弁をいたします。

御指摘のアンケートにつきましては、9月から10月初旬に、生産者のところに出向きまして、その現状、農地の持続性、出荷先、支援の要望等聞き取り調査を行っております。これは単なる項目の確認だけではなくて、何かこの打開策はないのか、とか、農家の希望、それから将来どういったことを考えているのか、そういったこともお聞き

をしております。

そのアンケートでもですね、生産農家数、栽培面積とも縮小していることが確認をされました。しかし一方で、比較的若い農家が半数以上の面積をカバーしているという状況もありまして、支援の要望をですね、改植のための土壌づくりでありますとか、有害鳥獣対策、資材購入など、そういった経費に対する助成の要望だけではなくて、作業支援やシルバー人材の確保、指導専門家の配置といった人的支援ですね、更には、JAが中心となっております販売系統の体制整備、そういった多岐にわたる内容を確認することができました。

これらの要望につきましては、先ほど議員言われましたように、令和6年度の当初予算、それから業務計画の中で、策定の中で検討しておりまして、また議会審議の中で説明をさせていただきます。

これには町が単独で支援できるもの、JAの販売や指導の体制に関するもの、県の普及に関するもの、いろいろなものがありますので、関係機関と連携をしながら、これらを有機的に連動する体制もあわせて構築をしていきたいと思っております。

松野町を代表する桃ですが、今大きな危機を迎えているのは事実だと思っております。そして、手を打つタイムリミットも、ちょっと近づいてきているのかなという危機感も持っておりますので、関係機関と連携をしながら、また具体的にですね、桃の産地維持のためのプロジェクトも今、可能性を見つけておりますので、また予算審議の中で御相談をさせていただいたらと思います。

以上です。

3 番 山 崎

「議長3番」

議長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。答弁ありがとうございました。

先ほど町長も言われたように、やる気のある若い農家さんもおられます。数は少ないですけどおられます。その辺はやる気がある農家さんもしっかり支援していただいて、是非、特産品桃、そのものをしっ

かり守っていただきたいと思います。

はい。ありがとうございます。

続いて高校生支援について質問したいと思います。

6月議会で返答していただいた、高校生の支援策についてお聞きしたいと思います。まず先に高校生の定期代支援の事業があったと思うんですけど、その申請状況についてどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それも簡潔にですね、鉄道バス通学定期券購入費補助事業の申請状況につきましては、現在30名の方が補助申請をされ、補助金を交付しております。対象の高校生は84人なんですが、そのうち自転車通学でありますとか、親が送り迎えをしているというところを除いて計算をしますと、約40%の高校生が、今、申請をしているということです。

3 番 山 崎

「議長3番」

議長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。ありがとうございます。

40%っていうまだ年度末まで時間はあるので、大丈夫だろうと思うんですけど、是非知らなかったということがないように告知していただいて、利用されてる方には是非100%の補助を出せるような形にしていただいたらと思います。

5月の時に言われたその内容を検討し、来年度事業の支援策を行い たいと思います、という御返答いただいたと思うんですけれども、来 年度における支援策の内容等、先ほどと同じですけど、許される範囲 で構いません、お答えしていただいたらと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。そうですね。

ちょっと回答する前に子どもたち対象の生徒さんへの周知なんですが、11月29日に町内の松丸、吉野、真土の3駅において、通学に利用する始発便と第2便の出発時間にですね、JR利用の生徒に対しまして、こういう事業があるんですよということを、チラシをお配りして、普及といいますか、周知に努めております。そういったこともありますので、若干また利用率のほうは上がってくるんじゃないかなというふうに期待をしております。

その時に一緒にアンケートを配ってるんですね。そのアンケートの回答が今返ってきているんですけれども、JR運賃が値上がりしたので、その分の補いとなってとても助かったっていう意見もあるんですが、遠方の定期と近場の定期の補助金額が一緒は、ちょっと考えてほしいというような意見もあります。総体的に、松野町は今県内一の子育て支援を目指しておりますが、高校のない松野町がこれまであまり行き届いてなかった高校生への支援を強化するという姿勢をですね、令和6年度の予算では明確に出したいというふうに思っております。まだ具体的には検討の段階なんですけれども、そういった定期の購入にしましてもですね、もっと思い切った、JRの値上がり分だけっていうようなことではなく、根本的な対策を考えていきたいというふうに思っております。

3 番 山 崎

長

「議長」

3 番 山 崎

議

「山崎議員」

はい。ありがとうございます。

来年度の内容に盛り込むという、力強いお言葉をいただきましたんで、ひとまず安心したところであります。

高校生の支援策ということで、今回その定期とかそういう部分の質問等にはなってはいるんですけれど、やはり前も言ったかもしれないんですけど、定期代が大変なために自転車で行っているとか、そういう方もおられるんで、定期代だけではなく、総合的な複合的な、やは

り高校生の支援策っていうのを是非、考えているとは思いますけど も、盛り込んでいただいて、高校生、もう本当に数が少ない高校生に なっております。そして町内にも高校がないということで、町またい での通学が全員ということになると思いますし、前の議会で言ったよ うに、1年当たり51万円以上の費用が高校生1学年当たりかかって いるというデータも、前に御提示したところであります。そういう中 でやはり高校生をしっかり支援していただいて、後に松野町でしっか り働いてもらう、松野町に帰ってきて住んでもらう。その子たちが松 野で子育てしたいという、町に是非していただきたいと思いますの で、引き続きの御尽力をお願いして、私の質問は終わりたいと思いま す。

もう時間はありませんが、町長答弁しますか。もう2分。

ありがとうございます。

坂 本 町 長 「議長」

長

議

「坂本町長」 長 議

坂 本 町 長 はい。

それでは最後の時間をいただきまして、先ほど言いましたように子 育て支援というのは、我々が進めます松野モデル、人口減少の松野モ デルの一番大事なところだというふうに思っておりますので、特に高 校生に関しては、高校がない分、高校を通じた支援というのが難しい ので、直接ですね、松野町の高校生に届く支援をこれからも拡充をし て参りますので、またいろいろな御提案がありましたらお聞かせくだ さい。

「議長5番」 5 番 安 西

議 長 はい。

以上で、山崎議員の質問を終わります。

議 長 ここでしばらく休憩をします。 (10:34)

(休憩 10:34 ~ 再開 10:43)

休憩前に引き続き会議を開きます。 議 長 (10:43) 続いて、通告3番、安西博文議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。

安西議員の質問を許します。

5 番 安 西

「議長5番」

議長

「安西議員」

5 番 安 西

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。 なお、先ほどのフライングは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、町長にお伺いをいたします。

ごみ出し、いわゆるごみ出し難民に対する支援についてでございます。

町長は常日頃から、小さな町だからこそできるきめ細やかな行政サービスに努められていることだと思っております。私の近所にですね、93歳のおばあさんが、独居で住んでおられます。その方が、ごみステーションまで100メーターぐらいあるんですね。そこ、昔は元気だったんですが、近頃は足腰弱りまして、乳母車で重たいごみをなかなか難儀して出しておられます。

うまくタイミングが合えば、僕もお手伝いするんですけど、なかな かそういうタイミングが合うというようなことはございません。

そこで、町長にお願いがあります。

いわゆるごみ出し難民に対する支援でありますが、この支援というのは、御自宅前までごみを取りにいってあげるとか、自宅の前の道路端までごみを取りにいってあげるというような支援があろうかと思いますが、松野町は高齢化が甚だしい。これで高齢者の方、全部また、身体的に不自由な方、全部の方一律にそういうサービスをするということは、その係、職員の負担が非常に増すことになろうかと思います。

そこで希望調査を1回していただいてですね、例えば一律、超高齢者の松野町、超高齢者90歳以上にすれば、松野町民188名いらっしゃいますが、その中でも施設に入っている方、古城園なら22名いらっしゃいますし、個人の施設にもたくさん入っておられる方がおり

ますので、その数はぐんと減ると思います。ほいて希望調査をしたところで、「私はそのぐらいは頑張るよ。」とか、「ごみステーションが自宅の前だからいいよ。」とか、「町内に娘がいるからいいよ。」とかいう辞退される方もいらっしゃる。そういう絞り込みをすることで、担当の職員の方の負担も大幅に減るのではないかなというような気がしております。

これは一般質問というよりはお願いになろうかと思うんですが、そういうサービスをしていただいて、隅々まで行き届いた、誰1人取り残すことのない、やさしい松野町づくりをしていただきたいなと思っております。

どうぞよろしく御回答お願いいたします。

坂 本 町 長 議 長

坂 本 町

「議長」

「坂本町長」

はい。

長

ただいまの御質問、いわゆるごみ出し難民に対する援助ということでございますけれども、高齢化社会や核家族化に伴いまして、高齢者のみの世帯が増加傾向にありまして、日常生活やあるいは介護などから発生するごみの排出が高齢者の負担になっており、支援が必要であるという事例が増えているということは私も認識をしております。

本町のごみ収集なんですけれども、住民の皆さんが、直接ごみ集積場に排出するステーション方式を採用しておりまして、個別の収集については、今の高齢者世帯への粗大ごみの収集以外は行っておりません。個別の家庭に行くのは。このため、ごみ出しが困難な高齢者の方につきましては、今も家族や親族あるいは御近所の方に御協力いただいているのではないかと思いますが、それで全てがカバーできているということではなくて、議員おっしゃいましたように、ごみ出しを自分自身でせざるを得ない高齢者が増えているということは認識をしております。

日常生活に支援が必要な高齢者等につきましては、介護保険制度に

よりましてホームヘルパーが生活の援助を行っております。そしてそのヘルパーさんにごみ出しをお願いするということができていると把握しておりますが、ちょうどその収集日当日にごみを出すことが困難な場合もありまして、それが不衛生な住環境、あるいは、ごみ屋敷化を招いたり、収集日以外にごみが出されることで、周囲の環境に支障を起こしたりと、様々な問題を起こす可能性がありますので、こういった高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の整備、これは是非やっていきたいというふうに思っております。

そういった中で、本町において、現在、ごみ出しの支援を必要とする高齢者世帯ですね、周りのサポートが受けられないというところは、約40世帯と見ております。今後、この40世帯をどうするか考えていきたいと思いますが、先ほど言いましたように職員の働き方改革というところにもつながって参りますので、実施に向けた条件整備ですね、収集人員の確保でありますとか、車両の整備、こういったことについて体制をしっかり作って、来年度中、事業が実施できますように、準備を進めていきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、全ての皆さんのところの家庭にごみを収集に行くというのは、これは現実的に非常に難しいというふうに思っておりますので、まずはですね、申請方式で、うちは本当に誰もごみを出す人がいないのっていう方を民生委員さんとかに代行してもらってもいいんですが、まずは御本人の申請方式で受付をさせていただいて、やっぱり家の中まで入ってごみを出すということはこれもまた難しいんで、玄関先まで出していただいたものを収集員が回収をするというような形で今のところ考えておりますが、これにつきましても詳細を煮詰めまして、来年度中、来年度当初はちょっと間に合わないかもしれませんが、来年度中の実施を目指していきたいと思いますので、御理解いただきますようにお願いいたします。

5 番 安 西

「議長5番」

議長

「安西議員」

5 番 安 西

ただいま町長から非常に前向きな回答をいただきましてありがと うございます。

こういう真にごみ出しに困っておられる方の実態っていうものは、 組長、区長ではちょっと分からん。組長とか民生委員さんがよく御存 じであろうと思います。

それで、1つ問題があるのは、ごみ収集車が回った後に出されたとかいうような時に困ると思うんですよね。是非、そのごみ収集日の周知徹底と、ごみがあるよというような目印の旗でもあればいいんですが、なかなか難しい問題ではあろうかと思いますが、創意工夫をしていただいて、来年早々にでも支援をしていただければありがたいと思います。

答弁結構であります。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

以上で、安西議員の質問を終わります。

議 長

最後に、通告4番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。

山石議員の質問を許します。

「議長6番」

6 番 山 石

議

長 「山石議員」

6 番 山 石

四个成员」

議長のお許しをいただきましたので、私は、現在実証実験中の乗り 合いタクシーについて質問いたします。

本年3月に一般質問で、地方交通の現状と課題と題して、コミュニティバスは一定の路線を決まった時間に通行しているが、運転免許証返納者、高齢者、障害者など、使用している人が、便が少ない上待ち時間が長い、停留所まで距離が遠いので苦労している状況などがありますと、町として交通手段をどう考えておるか質問しました。

その時、8月から乗り合いタクシーの実証実験を実施するという回答でした。

私は、コミュニティバスよりは便利になると期待しておりました。

しかし、利用者が少ないと聞いておりますが、実証実験の途中では ありますが、実施状況をお聞かせください。

坂 本 町 長 議 長

「議長」

「坂本町長」

はい。

それでは山石議員さんの御質問ですが、今回のオンデマンド交通の 実証実験、乗り合いタクシーの運行なんですけれども、コミュニティ バスと同様に、複数のお客様が1度に乗ることができる効率性、そし てタクシーと同様に、お客様の要望にきめ細かく答えることができる 柔軟性をあわせ持った移動サービスというふうに思っております。行 きたい時間に、行きたい場所に移動ができるという公共交通サービス の形態と考えております。

その内容なんですが、令和5年8月から12月末までの期間で、これ愛媛県と松野町が連携して取り組むもので、具体的には民間企業が開発をしました「モビ」というAIによる配車システムを採用し、町内のタクシー事業者で構成しております松野町旅客運送業組合が委託を受けて運転をしているということになっております。この実験では、コミュニティバスが運行していない松丸、延野々、豊岡後、豊岡前地区を中心に、富岡、吉野地区の一部を含む概ね大体半径1.5キロメートルを範囲として設定をしておりまして、乗り降りできるポイント190ヶ所を設置して、予約なしに、お客さんが乗りたい時に、どこからどこまで行きたいっていう内容をスマートフォンのアプリを使うか、電話で直接、車両を呼ぶといった方向で運行をしております。

その運賃につきましては、1回の乗車当たり定額で500円、もしくは30日間乗り放題で3千円の2つの料金プランで行っておりますけれども、その場合、1回の乗車に500円ということを選択すれば、現在実施している高齢者外出支援事業のタクシーチケットが利用できますので、半額近い1回当たり300円で利用できるということ

になります。

この乗り合いタクシーの実証実験の利用者数なんですが、1 1 月の 末の現在で延べ4 5 人となっておる状況でございます。

以上が、8月から実証実験をしております乗り合いタクシーの状況であります。

6 番 山 石

「議長6番」

議 長

「山石議員」

6 番 山 石

今お聞きしますと、ほとんどの人が利用してないような状況にあります。私も気になっておりましたので路線エリア内の住民の人に聞き込みをいたしました。

そしたら、スマホが使えない。面倒くさい。もっと簡単に電話にしてもらいたい、乗る場所が分からないという話でした。

せっかく、良いと思って導入しても利用されなければ何もなりません。

大洲市でも乗り合いタクシーの実施をされております。6月から週2回の割合で運行をやっており、乗車率は1日平均2.5人だそうです。利用方法は、市役所が基地局となり、電話で受け、契約している市内のタクシー会社に手配するシステムです。

松野町は2社のタクシー会社があります。そこを基地局として電話で受ける方法にして、利用者が利用しやすいシステムに変えたら、利用しやすいのではないかと思います。

町として、利用者低調の問題点、解決策をどのように考えておられますか。

よろしくお願いします。

坂 本 町 長

長

「議長」

議

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

今ほどの45名というふうにお答えをいたしましたが、内訳を申し上げますと、実験開始の8月が7名、9月が3名、10月が7名、1

1月は28名ということで、ようやく増加傾向にあるわけでございますけれども、この増えてきた要因というのは、やっぱり、いろいろなところで周知を徹底したその成果が出てきているのかなというふうに思っておりますけれども、やっぱり総体的には非常に少ないという状況になっております。その問題点なんですが、3点あるんじゃないかなというふうに思っています。

まず、今ほどですね、議員御指摘のとおり、タクシーを呼ぶ仕組みが分かりにくいということ。特にスマートフォンのアプリを使うということ自体が、高齢者になじまなかったんじゃないかなという、そういった御意見が大変多くありました。また、電話で呼ぶこともできますが、自動音声での案内となって対応が難しいという意見もありました。この解決としましてはですね、実際にこの実証実験が終わって、実行を検討する段階ではですね、町外のコールセンターにつながるんではなくて、町内で配車が受付できるようにしたいと考えております。町内のタクシー会社が受け付けますと、お互い顔が見える状況でございますので、安心感を持って具体的にこの行き場所とか、そういったことを話ができるという、そういったところからこの解決をしていきたいと思っております。

次に2点目なんですが、190ヶ所乗降箇所を設定をしておりますけれども、これが番号でコールセンターのほうで、受付をするということで、これもまた利用者にとって分かりにくい、違和感を覚えるというような状況になったと思っております。また、190ヶ所ポイントがあるとは言いながら、やっぱり、足が不自由な方とかは、あそこまで移動が困難だということもありますし、自宅まで来てくれないんだったら、普通のタクシーのほうがいいっていうような御意見もいただいております。これ、この点につきましては、今の190ヶ所の乗降ポイントというよりも、もっと単純に自宅から目的地まで、これもコールセンターが町内で受け付けができれば可能ではないかなというふうに思っております。

3つ目の問題点、そもそもオンデマンドでありますとか乗り合いタクシーとか、そういった仕組みがなかなか地域になじまなかったんじゃないかなということを考えております。これにつきましては、実走するのであればですね、事前に十分に町民の皆様に周知をして、使い方を分かっていただく、御利用しやすい形にしていただくということが大事ではないかなというふうに思っております。

これらの実証実験をやって初めて分かった、我々が気がついた点で ございますので、今後ですね、この実走に向けて検討する中で、この 3つの問題点を十分に分析をしながら、解決できるようにしていきた いというふうに思っております。

以上です。

6 番 山 石

「議長6番」

議長

「山石議員」

6 番 山 石

ちょっと先ほどの質問とちょっと重複するとこもありますが、実証 実験が終了し、このままでは高額のアプリ代を支払うのが町に大きな 負担になるんではないかと思います。

これから高齢化が進展すると免許証返納者も多くなり、公共の交通機関を利用する人が増えて参ります。今やごみ出しも苦労しており、出せない人もおるし、老人会の旅行も歩くのがしんどいと言って行かない人もかなりおるようです。

町内のタクシー会社2社を基地局として、電話予約でき、自宅の前まで来てくれ、そしてコミュニティバスは朝の通学、通勤の運行のみし、昼間は乗り合いタクシーを利用するようにしたら、町内の方々が簡単に利用できるのではないかと思います。

町として、将来の公共交通網をどのように考えておられるかお聞きします。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

今回の実証実験につきましては、県のほうが予算化をしておりますので、町として負担はなかったんですが、これを実際にそのまま受け継ぐとなりますと、そのアプリの運用経費、コールセンターの運用経費など非常に高額な経費がかかると思われます。そういったこともありまして、このままの形で町が引き継ぐことは考えておりません。実証実験は実証実験で1回終了させていただいて、そこで得た知見をもとに、松野町ならではの新しい地域公共交通システムを作っていきたいというふうに思っております。

その中でですね、やっぱりコミュニティバスだけの運行に頼るということになりますと、行きたい時間に使えないでありますとか、路線が通ってないとか、いろいろな問題点が出ております。また今やっておりますタクシーのチケットの補助なんですけれども、これで十分かというと金額的にもまだまだ、高齢者の負担軽減にはなってないというふうに思っております。その辺をですね、是非総合的に解決する、今、地域公共交通計画というのを策定をしておりますので、その計画の中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

参考までにですね、この公共交通計画の策定する際にアンケートをしております。そこの幾つかの意見をちょっと御紹介をしたいと思いますけれども、これは1000人の方にアンケートを送付しまして、大体3分の2の方に回答いただいているんですが、その中で、自動車の運転免許証が持ってないっていう方が25%ありました。また、最寄りのバス停まで行けないっていう方も10%ありました。なかなかこれは深刻な状況が浮き彫りになっているんじゃないかなと思っています。

次に、コミュニティバスの利用につきましては、利用したことがないっていう方が75%に上っております。その何で利用しないかっていうことは、ほかに移動手段があるからっていう方が77%、バス路線がないからということが11%、運行時間帯にバスの便数が少ないからが10%、利用したい時間帯に運行してないから10%、こうい

ったことが寄せられております。

じゃあ今後どういうふうにしたらいいのかっていうことなんです けれども、新しい公共交通のいわゆるデマンド公共交通を導入してほ しいという方が30%近くありました。次は、特になしっていうのが 25%、コミュニティバス関係では、本数を変えるとか、運行ルート を変えるとか、バス停を増やす、運行時間を延ばすというのがありま したけれども、こういうアンケートで得られた情報をですね、是非こ れから参考にしてですね、新しいデマンド公共交通を導入すること自 体は、町民の皆様、望まれているんじゃないかなというふうに思って おりますので、今まで運行しておりましたコミュニティバス、これと どういうふうにかみ合わせていくのか、あるいはいっそのことコミュ ニティバスを止めて、デマンド交通一本でいくのか、いろんな選択肢 があると思いますけれども、これから私のほうでいろいろな案を考え ながら、議会のほうでも御審議をいただきたいと思いますので、今日 は、こうするっていうことはまだなかなか言えませんけれども、これ も令和6年度、形になるように組み立てていきますので、よろしくお 願いしたいと思います。

6 番 山 石議 長

6 番 山 石

「議長6番」

「山石議員」

よく分かりました。そういうことであれば、これからはやっぱ行政 や住民が一体となって公共交通を作っていく必要があるのではない かと思います。

松野町のような地域では、実行中の乗り合いタクシーのニーズが合っててないんじゃないかと思われます。もっと手軽で、便利で、簡単に利用できる公共交通にしていただくことをお願いいたします。

以上で質問を終わりますが、先日シニアの会との懇談会がありました。その時もデマンド交通の話が出ておりました。シニアの会の座談会の時には、「今の乗り合いタクシーは分かりにくい」と、「もっと便利で簡単に利用できるのではないか」というような話が出ておりまし

たので、また参考にしてもらいたいと思います。

以上で終わります。

議長

長

議

以上で、山石議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。

日程第4 報告第10号「専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)」を議題とします。

町長に報告を求めます。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは報告第10号「専決処分の報告について」御説明を申し上 げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11 月28日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告 をするものであります。

国民健康保険中央診療所における令和4年度分の消費税及び地方 消費税の申告につきましては、期限の令和5年9月末日までに、電子 申請によりまして、事務手続を終え入金を完了しておりました。その 後、申告手続に不備があり、手続が完了していなかったことが判明し たため、宇和島税務署の指導を受けて直ちに申告を済ませたところで す。しかしながら、結果的に申告期限を超過した扱いとなり、無申告 加算税2万2千円の納付が必要となりました。

専決処分後、速やかに支払い手続を終えておりますが、今後このようなことがないように、確実に事務処理を行って参る所存でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、御報告を申し上げます。

これから、本報告に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 長 質疑なしと認めます。

長

以上で、報告第10号の報告を終わります。

議 長 日程第5 承認第7号「専決処分の承認について(令和5年度松野

茂 以

議

町一般会計補正予算(第4号))」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長 「議長」

議 長 「坂本町長」

坂 本 町 長

議

それでは承認第7号「専決処分の承認について(令和5年度松野町 一般会計補正予算(第4号))」につきまして、御報告を申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年11月2 4日付けで専決処分をした補正予算につきまして、同条第3項の規定 に基づきその承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は800万円を追加し、補正後の予算総額を 歳入歳出それぞれ40億8千382万1千円としたもので、歳出予算 の補正内容は、6款農林水産業費の農地費に、豊岡地区農業用ため池 の菰僧池に送水するための揚水ポンプ修繕工事800万円を追加し、 これらに対応する歳入補正予算として、地方交付税のうち、普通交付 税800万円を追加しております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 質疑なしと認めます。 長

長

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第7号は、即決したいと思いま す。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。 議 長

したがって、承認第7号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。 議 長

(賛成討論 ~ なし)

議 長 討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

長 起立全員です。

> したがって、承認第7号「専決処分の承認について(令和5年度松 野町一般会計補正予算(第4号))」は、原案のとおり承認することに 決定しました。

長 日程第6 議案第42号「辺地に係る総合整備計画の変更につい て」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」 長

長 それでは議案第42号「辺地に係る総合整備計画の変更について」 提案理由の御説明を申し上げます。

> 本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措 置に関する法律第3条第8項で準用する同条第1項の規定に基づき、 その承認を求めるものであります。

> 変更の内容といたしましては、橋梁点検の結果から、当初想定して いなかった葛川沈下橋の修繕工事を行う必要があることから、令和6 年度計画に事業を追加するものであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

長 これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号は、即決したいと思い

-40-

議

議

議

坂 本 町

議

議

ます。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長

起立全員です。

したがって、議案第42号「辺地に係る総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長

日程第7 議案第43号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは議案第43号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、及び、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う、関係法令の整備に関する政令がそれぞれ公布をされまして、国民健康保険税の改正部分については、原則として令

和6年1月1日から施行することとなり、関係する条例の一部を改正するものです。

今回の改正では、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援の観点から、出産予定または出産した国民健康保険加入者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を減額するもので、その方法は、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、単胎の場合は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4ヶ月相当分を、多胎の場合は、出産予定月の3ヶ月前から出産予定月の翌々月の6ヶ月相当分を減額するもので、また、保険税が減額された場合、過払いとなった保険税は還付をすることとしております。

この改正により、出生数及び出生率の向上が図られ、人口減少対策 に寄与することを期待しているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げま す。

議長

これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、即決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議長

起立全員です。

したがって、議案第43号「松野町国民健康保険税条例の一部改正 について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長

日程第8 議案第44号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」から日程第11、議案第47号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長

長 「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは議案第44号から第47号につきましては、令和5年人事 院勧告に伴う改正内容でありますので、一括して提案理由を御説明申 し上げます。

議案第44号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、特別職の期末手当の支給割合を0.1月分引上げ、年3.4月分とする改正を行うものであります。

議案第45号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、一般職の期末手当及び勤勉手当の割合を0.05月分引上げ、期末手当を年2.45月、勤勉手当を年2.05月分とし、あわせて給料表について、公民較差の解消として平均改定率1.08%引き上げるものであり、いずれも令和5年4月1日を適用日とするものです。

議案第46号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会計年度任用職員の期末手当を0.

05月分引上げ、年2.6月分とし、あわせて一般職の行政職給料表 に準じて会計年度任用職員の給料表を改正し、これも令和5年4月1 日を適用日とするものです。

議案第47号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改 正について」は、議員の期末手当の支給割合を改正するもので、0. 1月分引上げ、年3.4月分とする改正を行うものであります。

以上、4議案が令和5年人事院勧告に伴う条例改正案件でありま す。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げま す。

長 これから、議案第44号から議案第47号までの4議案に対して、 議

一括して質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第47号ま での4議案は、即決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

長 異議なしと認めます。 議

> したがって、議案第44号から議案第47号までの4議案は即決す ることに決定しました。

続いて、討論採決を行います。

この討論採決は、案件ごとに行います。

最初に、議案第44号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議

討論なしと認めます。 議 長 これから、議案第44号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ~ 全員) 起立全員です。 長 議 したがって、議案第44号「特別職の職員の給与及び旅費に関する 条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しま した。 次に、議案第45号に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ~ なし) 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 議 (賛成討論 ~ なし) 議 長 討論なしと認めます。 これから、議案第45号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ~ 全員) 議 長 起立全員です。 したがって、議案第45号「松野町一般職の職員の給与に関する条 例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しまし た。 続いて、議案第46号に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ~ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 議 長 (賛成討論 ~ なし) 討論なしと認めます。 議 長 これから、議案第46号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長

起立全員です。

したがって、議案第46号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第47号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議長

起立全員です。

したがって、議案第47号「松野町議会議員に対する期末手当支給 条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しま した。

日程第12 議案第48号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び日程第13、議案第49号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

議長

「議長」

坂 本 町 長

「坂本町長」

議長

それでは議案第48号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」、議案第49号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の2議案は関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本案は、愛媛県総合事務組合の構成団体である大洲市を、交通災害 共済に関する共同処理事務構成団体から令和6年3月31日をもっ て脱退させるため、組合規約を変更するとともに、大洲市の脱退に伴 う財産の処分について、愛媛県市町総合事務組合に帰属させることと するものであります。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げま す。

議長

これから、議案第48号、議案第49号に対して、一括して質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号は、即 決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、議案第49号は即決することに決定しました。

続いて、討論採決を行います。

この討論採決は、案件ごとに行います。

最初に、議案第48号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長 起立全員です。

したがって、議案第48号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議

長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長 起立全員です。

したがって、議案第49号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長 日程第14 議案第50号「令和5年度松野町一般会計補正予算第 5号」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長 「議長」

議 長 「坂本町長」

坂 本 町 長 それでは議案第50号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第5号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案をいたします補正予算は、町内商店などで利用できる商品券を配付し、エネルギーや食料品の価格高騰の影響により疲弊した住民生活を支援し、地域を活性化することを目的とした森の国松野町地域応援商品券配付事業の経費のほか、国の施策に基づき、住民税非課税世帯に対して生活や暮らしを支援するための臨時特別給付金を支

給するための経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をして おります。

歳入歳出予算の補正額は1億2千966万4千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億1千348万5千円にしようとするものであります。

歳出補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず人件費については、人事院勧告により、会計年度任用職員報酬や職員給料などを1千49万円追加するほか、人事異動などの調整により、給料や職員手当などを183万2千円減額し、人件費合計で865万8千円を追加をしております。

次に、1款議会費では、松野町議会だより創刊号を発行するための 印刷製本費14万6千円を追加しております。

2款総務費では、賦課徴収費に、地方税制の改正に対応するための 住民税システム改造委託料103万7千円を追加するほか、戸籍住民 基本台帳費に戸籍法や住民基本台帳法の改正に対応するために必要 となるシステム改造委託料1千296万2千円を追加するなど、総務 費全体では1千859万7千円を追加をしております。

次に、3款民生費では、社会福祉総務費にエネルギーや食料品などの価格高騰による家計への負担増加を踏まえた国の施策に基づきまして、特に影響が大きい住民税非課税世帯などに対しまして、1世帯当たり7万円の現金給付を行うための事業費6千987万2千円を追加するほか、障害者福祉費に、障害者総合支援法の改正に伴う障害福祉システム改造委託料113万6千円を追加するなど、民生費全体で7千358万9千円を追加しております。

4款衛生費では、保健衛生費に、令和4年度の事業実績に基づき母子保健衛生費国庫補助金返還金29万8千円を追加するほか、新築家屋の増加などにより、想定以上の申請があった小型合併浄化槽設置費補助金183万8千円を追加しております。

7款商工費では、商工振興費に、町内商店などで利用できる商品券

を住民に配付し、町内の経済循環を促すとともに、地域を活性化する ことを目的とした地域応援商品券配布事業費2千90万9千円を追加しております。

次に9款消防費では、消防施設費に、資材などが高騰していることに加えて、地元との協議による計画変更や設計条件の見直しなどにより、当初予算額を上回る見込みとなった、耐震性貯水槽設置などの工事費204万9千円を追加しております。

次に10款教育費では、公民館費に、吉野生公民館の建て替えに伴い必要となる施設用備品購入費など201万円を追加するほか、文化振興費に、奥内の棚田及び農山村景観の拠点として整備をしております、井上家住宅の敷地内にある離れの解体撤去工事費など281万6千円を追加するなど、教育費全体で660万5千円を追加しております。

これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としましては、14款 国庫支出金1億80万3千円、15款県支出金27万4千円、17款 寄附金20万円、21款町債のうち、緊急防災減災事業債200万円 を計上し、最終の財源調整として10款地方交付税のうち普通交付税 2千638万7千円を追加しております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。

2 番 森 岡

長

「議長2番」

2 番 森 岡

議

「森岡議員」

それでは、ふるさと創生課分の7款1項2目ですか、燃料高騰に対する補助交付金ですね、2千90万9千円の予算がありますが、このことはありがたい、町民にとってありがたいことではあるんですが、この商品券で、ここの課題の中で、地域の活性化、経済の循環を促すとともにってありますけども、これ町長、この商品券、今もまた別の商品券もあります。今まで過去何年もこの商品券も使われてますが、その都度皆さん、この商品券に対してはありがたいんですけども、使

う商工業といいますか、そちらのほうの、やはり高齢化とかいろんな 事業継承とも伴って、使う場所、消費する店舗が少なくなってると、 こういうことになりますが、このことに関してどのように考えられて るのか、ちょっと質問させていただいたら思います。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長 「議長」

「坂本町長」

はい。

この配付につきましては、やはり町内のお店で使っていただく、地域内循環型の活性化ということで、意義はあると思うんですが、今、森岡議員さん御指摘のとおりですね、じゃあ実際、その商品券を使うお店はどうなんだっていうことでございます。

確かに、これは趣旨からいうて、町内のお店で使ってもらわないと 意義が達成できないわけで、町内のお店使えるところを、どんどん元 気にしていくことが行政の役割の1つだということは十分に認識を しております。

そういった中でですね、それぞれの個人でやっておられる商店、あるいは事業者につきましては、今非常にコロナのこともありますし、原材料の高騰のこともありますので、厳しいということは十分把握しております。

これにつきましてはですね、今回の交付金につきましては対象とすることができなかったわけでございますけれども、当初予算の中で、そういった事業者に対する支援も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

2 番 森 岡

「議長2番」

議 長

「森岡議員」

2 番 森 岡

確かにこれ、こういう商品券、町内の方、収入が少ない方、お年寄りの方、確かに助かります。しかしそこで消費する場所、この辺については、今後どうしても課題として取り組んでいかないと、こういう

のが今後続いても消費する場がないということになってきます。せっかくいい町の活性化のために、いう計画はしても何もならんなってくる。その辺はよく考えた施策を今後、来年度からまた取り組んでいっていただきたいと要請しておきます。

以上です。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。御意見よく分かります。

消費者側につきましては今回フォローがある程度できたと思いますけれども、その事業者側につきましては、今回は直接の対象がなかったということで、そういった商工業の事業者、あるいは農家の方、これも面積当たりの支援金等今まで出してきたわけでございますけれども、そういった事業者、生産者、そういった方に対する支援につきましても、これからなかなかね、一般財源でするわけにはいかない。いろんな交付金が来た時に、それを有効活用するというやり方でしか、松野町の場合は現実的には難しいところあるんですけれども、そういった交付金あるいは補助金、そういった国の制度を十分に活用しながら、事業者生産者向けの支援のほうも拡充していきたいと思います。

以上です。

議長

よろしいですか。

7 番 赤 松

「議長7番」

議 長

「赤松議員」

7 番 赤 松

2点ばかりお聞きしたいと思います。

予算書の13ページでございますが、社会福祉総務費に住民非課税 世帯に対する臨時特別給付金の事業が計上されておりますが、これら の事業につきましては物価高に伴う、家計への影響を軽減するため に、一世帯当たり、7万円の給付をするという事業でございまして、 国では年内に給付を行いたいとの意向でありますが、国の補正予算が 成立が11月下旬となり、準備が追いつけなくて、年内に支給開始ができない自治体も増える可能性があるということでございますが、本町では給付を年内に支給することができるのか、まずお聞きしたいと思います。

それと2点目でございますが、予算書11ページ、コミュニティセンター費でございます。

コミュニティセンター費は、ボルダリングボードを整備、導入した ことにより、空調の燃料費を50万3千円追加するものでございます が、現在におけるボルダリングの運営方法や利用状況について、教え ていただいたらと思います。

よろしく2点お願いいたします。

坂 本 町 長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それでは2点につきましては担当課長のほうから御説明をいたします。

町民課のほうから御説明いたします。

芝 町 民 課 長

「議長」

議長

「芝課長」

芝町民課長

それでは1点目の支給時期について御説明を申し上げます。

本日、予算成立後から始動を始めるわけでございますが、近隣市町 と足並みをそろえる考え方でございます。

今のところ、1月下旬以降からの支給を予定して、現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

井上ふるさと創生課長

「議長」

議長

「井上課長」

井上ふるさと創生課長

はい。

ボルダリングの運用方法なんですが、ホルダリングの運用方法につ

いては、申込み受付とガイド、あわせて地域おこし協力隊員が、現在、 担っております。

利用数なんですが、詳しい数字はちょっと持ち合わせておりませんが、現在のところ約270人が利用しているような状況であります。 以上で答弁終わります。

7 番 赤 松

長

7 番 赤 松

議

「議長7番」

「赤松議員」

はい。

まず1点目の臨時特別給付金の関係でございますが、年度内という、国からの話もあってるわけでございますが、今お聞きしますと、1月下旬までにというようなことで、年を超えた支給ということになっておるわけでございますが、今の年内、それから年始め等は、特に何かともの入りの時期でございます。そういうことから、なるべく早急に支給されますことをお願いいたすものでございます。

その時に、急ぐあまり事務ミスがないように特に注意して努められることを願うわけでございます。

それから、次の2点目でございますが、確かこのボルタリングの整備につきましては、4年度の予算計上の折の説明では、南小学校の体育館に整備し、そしてアウトドアスポーツの聖地化を図っていきたいという、大変大きな目標でスタートをされたわけでございますが、現在コミセンのほうに設置をされておるわけでございますが、コミセンの利用面において、広いスペースを占めるボルダリングは、屋内スポーツ広場全体を使用する大勢のイベントや会議等では支障も来すんではないかと心配するわけでございますが、今後どのような方法でボルダリングボードの普及活動を展開されていくお考えか、改めてお聞きしたいと思います。

井上ふるさと創生課長

議長

「議長」

「井上課長」

井上ふるさと創生課長

はい。

ボルダリングボード、当初、南小学校に設置の計画もあったのですが、南小学校全体の今後、今の活用方策を取りまとめてから南小にどう置くか、あるいは今のままコミセンになるのかというのは考えていきたいと思っております。

今現在のところコミセンに置いているのですが、まずは管理上、役場に近いところで、協力隊員が効率よく管理ができるような思いでコミセンに置かせていただいております。

今後、先ほども申し上げましたが、松野町全体をアウトドアの聖地 化にしていくというところで、その中で、南小学校の活用の方策です。 全体の活用の方策と整合性を取りながら考えていきたいと思います。

南小に置くなら南小の体育館が想定されると思います。こちらについてもですね、まだ全体の活用方策現在検討中でございますので、それとあわせてボルダリングボードの設置位置も、今後決めていきたいと思っております。

以上です。

7 番 赤 松

議長

7 番 赤 松

「議長7番」

「赤松議員」

今のお話を聞かしていただきましたら、アウトドアスポーツに向けた取り組みも今後引き続き進めていきたいというお考えのようでございますので、安心をしたところでございますが、何分、当初に計画を上げられておりましたように、新しいボルダリングボードを購入をされておりますので、是非これを活用して、やはり当初の目標に向けて、是非頑張っていただきますことを御期待申し上げまして、質問を終わります。

はい。以上です。

議長

ほかありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、即決したいと思い

ます。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長|次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議 長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長 起立全員です。

したがって、議案第50号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長 日程第15 議案第51号「令和5年度松野町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長 「議長」

議 長 「坂本町長」

長

本 町

坂

それでは議案第51号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2 千307万7千円を追加し、補正後の予算総額を6億1千7万7千円 にしようとするものであります。

歳出予算の補正内容は、まず人件費については、人事院勧告に伴う 調整として、職員給料など合計で15万1千円追加しております。 次に、7款基金積立金では、前年度繰越金の2分の1相当額の財政 調整基金積立金1千938万7千円を追加し、8款諸支出金には令和 4年度の普通交付金や、特定健康診査などの県支出金精算額の確定に より、保険給付費等交付金返還金353万9千円を追加しておりま す。

これらに対応する歳入予算としては、7款繰入金12万8千円のほか、8款繰越金1千986万1千円、9款諸収入308万8千円を追加しております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 長 質疑なしと認めます。

長

議

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、即決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議長|次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議 長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議長|起立全員です。

したがって、議案第51号「令和5年度松野町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しまし た。

議 長

日程第16 議案第52号「令和5年度松野町国民健康保険中央診 療所特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長 「議長」

議 長 「坂本町長」

長

はい。

それでは議案第52号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所 特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申 し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 177万7千円を減額し、補正後の予算総額を3億1千222万3千 円にしようとするものであります。

歳出予算の補正内容は、人事院勧告及び実績見込みによる一般職及 び会計年度任用職員に係る人件費の調整で、職員給料など合計で17 7万7千円減額しております。

また、歳入予算では、実績見込みに基づき1款診療収入を177万 7千円減額しております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

これから、本案に対する質疑を行います。

-58-

(質疑 ~ なし)

質疑なしと認めます。 議 長

長

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、即決したいと思い ます。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

坂 本 町

議

長

長

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

起立全員です。

したがって、議案第52号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第53号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算第2号」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それでは議案第53号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5 57万2千円を追加し、補正後の予算総額を8億1千545万3千円 にしようとするものであります。

歳出予算の補正内容は、人事院勧告及び実績見込みによる一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の調整で、職員給料など合計で150万2千円追加をしております。

次に、1款一般管理費に、介護保険法の改正に伴う介護保険システム改造委託料407万円を追加しております。

これらに対応する歳入予算としては、1 款保険料 1 5 万 2 千円のほか、3 款国庫補助金 1 1 1 万 1 千円、4 款支払い基金交付金 4 万 2 千円、5 款県支出金 1 1 万 5 千円、繰入金 4 1 5 万 2 千円を追加しております。

以上よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号は、即決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議 長 起立全員です。

長

議

したがって、議案第53号「令和5年度松野町介護保険特別会計補

正予算第2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第54号「令和5年度松野町簡易水道事業会計補 正予算(第1号)」を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長 議 長

坂 本 町

長

長

「議長」

「坂本町長」

はい。

それでは議案第54号「令和5年度松野町簡易水道事業会計補正予 算(第1号) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、当初予算第3条で定めた収益的収 入及び支出の予定額のうち、支出の簡易水道事業費用について、21 1万8千円を減額し、補正後の支出予定額を1億1千131万5千円 とし、また、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、 支出の建設改良費に2万円、企業債償還金に3千円をそれぞれ追加 し、補正後の資本的支出予定額を2千459万5千円にしようとする ものであります。

次に予算第4条の2で定めた未収金及び未払金の金額をそれぞれ 令和4年度決算に基づき、1億4千99万6千239円及び215万 1千983円に改めるものであります。

更に、予算第7条で定めた議会の議決を経なければならない流用す ることのできない職員給与費について211万8千円を減額し、補正 後の金額を1千972万8千円にしようとするものであります。

次に、事項別明細書について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、支出については、1款1項2目総務費 に人事院勧告及び人事異動に伴う調整として、給料、手当等の人件費、 合計211万8千円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出について、1款1項1目営 業設備費に、実績見込みに基づき、量水器購入費として2万円を追加 し、1款2項1目建設企業債元金償還金に、令和4年度公営企業会計

-61-

議

適用債の借入れ時期の確定に伴い、不足する建設企業債元金償還金3 千円をそれぞれ追加しております。

以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ~ なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、即決したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は即決することに決定しました。

続いて、本案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(反対討論 ~ なし)

議 長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(賛成討論 ~ なし)

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 ~ 全員)

議長

起立全員です。

したがって、議案第54号「令和5年度松野町簡易水道事業会計補 正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長

日程第19 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題と します。

お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の

申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。

議 長 日程第20 「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議 題とします。

> お手元に配布のとおり、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の 継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員長からの申し出のとおり、承認することに 御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会は、申し出のとおり、議会閉会中 も継続して調査、検討を行うことに決定しました。

議 長 これで会議を閉じます。 (12:12)

町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。

坂 本 町 長 「議長」

ちょっといいですか。

議長開会の挨拶。

坂 本 町 長 訂正をお願いします。

先ほどの説明で。

議 長 はい。

坂 本 町 長 すいませんちょっと訂正をお願いをしたいと思います。

私、先ほど議案第55号「令和5年度松野町簡易水道事業会計補正 予算(第1号)」の提案理由の説明の中で、職員給与費につきまして 211万8千円を減額というふうに申し上げましたが、増額でござい ます。

誠に申し訳ありません。ここで訂正をさせていただきます。

議 長

今、坂本町長から訂正の説明がありましたが、皆さん、御了解いた だけますかね。

(はいの声)

議長

よろしいですか。

それでは閉会の挨拶。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それでは第4回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、条例や規約の改正、一般会計及び特別会計補正予算等の審議案件につきまして、慎重な審議を経て、全会一致で議決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

審議を通じちょうだいいたしました御意見につきましては、今後事 務事業の執行推進に役立てて参りたいと存じます。

さて今期定例会終了後は、新年度予算編成の作業が本格化します。 将来的に厳しさを増す財政状況の中で、本町の重要施策を着実に実施 していく上でも、予算編成に当たっては、常に成果を意識しながら、 施策事業の目標設定と達成度、コストパフォーマンスの検証、選択と 集中による効率的で効果的な行財政運営に取り組むことを基本とし、 持続可能な財政運営を推進していくことが必要であります。国及び県 の動向を注視しながら、メリハリのある予算編成に努めていく所存で あります。

いよいよ本年も、後、半月、JR松丸駅前には、本年も森の国クラ

ブ松丸の皆さんが製作された門松が飾られ、お正月ムードを盛り上げ ていただいております。

また、年末27日からは、町消防団によります年末特別警戒が実施されます。年の瀬の寒い時期でもありますし、火の取り扱いには十分注意をされますようお願い申し上げます。

議会におかれましても、本日が今年最後の定例会となりますが、議会改革特別委員会を設置されるなど、新しい活動に着手された節目の年であり、議長のもと、一丸となって熱心に取り組まれていることに対し敬意を表する次第であります。

議会閉会に当たり、議員各位、町民の皆様におかれましては、御家族とともども平穏無事で御越年され、輝かしい新春をお迎えになられることをお祈りいたしますとともに、町政の発展に更なる御支援、御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。 以上で、令和5年第4回松野町議会定例会を閉会します。

(12:15)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 加藤 康幸

第1日目 松野町議会議員 森岡 健治

同 上 山崎 匡

議長